

生駒市訓令甲第 2 号

生駒市事務専決規程及び生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令  
次に掲げる訓令の規定中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

(1) 生駒市事務専決規程（平成 2 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）第 2 5 条第  
3 号

(2) 生駒市職員服務規程（昭和 4 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）第 1 1 条第  
1 項第 2 号

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。